

ポスト

令和8年5月26日
金融庁

「投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの実施について

金融庁では、「投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1. 改正の概要

投資法人の資産運用報告等について、ウェブサイトに掲載することにより投資主に提供することができるよう、規定の整備を行うものです。

具体的な内容については、[（別紙）](#)を御参照ください。

2. 施行期日等

本パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て公布、施行の予定です。

この案について御意見がありましたら、**令和8年6月25日（木曜）17時00分（必着）**までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便により下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Gov ウェブサイトに、お寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、

（1）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov ヘルプ）](#)

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス

金融事業者一括検索機能

金融庁チャットボット
（よくある質問）

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

関連リンク

金融庁金融研究センター

証券取引等監視委員会

CPAAOB 公認会計士・監査審査会

御意見の送付先

金融庁企画市場局市場課
郵便：〒100-8967
東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
URL：<https://www.fsa.go.jp/>

問合せ先

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

▶ [ウェブサイト受付](#)

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局市場課（庁内用2644、5490）

サイトマップ

[金融
庁に
ついて](#)

[報道・
広報](#)

[政策・
審議会](#)

[法令・
指針等](#)

[金融
機関
情報](#)

[国際
関係
情報](#)

[アクセ
スF S
A（広
報誌）](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government（法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000